

白川・東白川地域公共交通活性化協議会の分科会及び地域部会に関する規程  
の改正について

【改正内容】

地域部会役員の規定について、地域の実状に応じて副地域部会長を複数置くことができるよう改正しようとするものです。

現 行	改正案
<p>(地域部会役員)</p> <p>第5条 地域部会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 地域部会長 1名</p> <p>(2) 副地域部会長 <u>1名</u></p> <p>2 地域部会長は、地域部会を代表し、会議の議長となる。</p> <p>3 副地域部会長は、地域部会長を補佐し、地域部会長に事故あるときは、地域部会長の職務を代理する。</p> <p>4 地域部会役員は、それぞれ構成員の互選により選出する。</p>	<p>(地域部会役員)</p> <p>第5条 地域部会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 地域部会長 1名</p> <p>(2) 副地域部会長 <u>3名以内</u></p> <p>2 地域部会長は、地域部会を代表し、会議の議長となる。</p> <p>3 副地域部会長は、地域部会長を補佐し、地域部会長に事故あるときは、地域部会長の職務を代理する。</p> <p>4 地域部会役員は、それぞれ構成員の互選により選出する。</p> <p>(施行日 平成29年1月19日)</p>